

議案第16号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成20年11月19日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条の見出しを「(議員報酬)」に改め、同条第1項中「議員の報酬」を「議員報酬」に改め、同条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第1中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改める。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。